

第 486 回岐阜地方最低賃金審議会議事録

令和 7 年 3 月 18 日 (火) 16 : 05 ~

岐阜合同庁舎 3 階 A 会議室

<p>平野賃金室長</p>	<p>本日は御多用のところ、第 486 回岐阜地方最低賃金審議会に御出席賜り誠にありがとうございます。</p> <p>本日は、使用者側代表の松野委員が御欠席されておりますが、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>なお、本会は公開審議としておりますが、傍聴の申込はございませんでした。</p> <p>審議に先立ちまして、事務局から報告があります。</p> <p>岐阜労働局長につきましては、令和 6 年 12 月 1 日付けの人事異動により、前任の千葉登志雄に代わりまして原田浩一が着任しましたことを御報告いたします。</p> <p>それでは、原田労働局長から御挨拶申し上げます。</p>
<p>原田労働局長</p>	<p>労働局長の原田でございます。</p> <p>昨年の 12 月に着任をしたところでございます。委員の皆様方におかれましては、労働行政に御理解、御協力を賜りまして改めて感謝を申しあげる次第でございます。</p> <p>岐阜県の最低賃金につきましては、今年度は 51 円という過去最高の引上げ幅となりまして、委員の皆様方につきましては高橋会長を始め色々と各委員会で御尽力いただいたという事を伺っております。</p> <p>大変ありがとうございました。</p> <p>本日の地方最低賃金審議会につきましては、本年度最後になりますが、来年度の特定最低賃金の改定も含めての審議運営等の見直しについて御議論をいただくということになっております。</p> <p>皆様方の忌憚ない御意見を賜りますことをお願い申</p>

	<p>しあげて私からの挨拶とさせていただきます。 よろしく願いいたします。</p>
平野賃金室長	<p>それでは、ここからの進行を高橋会長にお願いいたします。</p>
高橋会長	<p>これより第 486 回岐阜地方最低賃金審議会を開催いたします。 それでは、議事に入ります。 議題 1 「特定最低賃金改正の意向表明について」でございます。 事務局から説明をお願いいたします。</p>
安藤室長補佐	<p>令和 7 年度に特定最低賃金の新設、改正又は廃止の申出を行う場合は、今年度末までに意向表明をしていただくことになっております。 資料 1 (1 ページ) 「 2025 年度特定 (産業別) 最低賃金改定の意向表明について (写) 」を御覧ください。 日本労働組合総連合会岐阜県連合会会長から「岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、 「岐阜県自動車・同附属品製造業」、 「岐阜県航空機・同附属品製造業」の 3 件の特定最低賃金について改正の意向表明がありましたことを御報告いたします。 次に資料 2 (3 ページ) 「特定 (産業別) 最低賃金の適用事業所数及び労働者数」を御覧ください。 特定最低賃金改正の申出要件については、左の最低賃金の件名ごとに右から 2 番目の適用労働者数の概ね 3 分の 1 以上の企業内最低賃金に関する労働協約の適用労働者数が必要となりますので、これを疎明する資料を申出書に添付していただくようお願いいたします。 以上となります。</p>

高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の特定最低賃金改正の意向表明に関して、御質問、御意見等を頂戴したいと思います。</p> <p>使用者側委員からいかがでしょうか。</p>
澤村委員	<p>特にございません。</p>
高橋会長	<p>では、労働者側委員いかがでしょうか。</p>
栗本委員	<p>特にございません。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>事務局からは、いかがですか。</p>
平野賃金室長	<p>事務局から特定最低賃金の改正につきまして一言申し上げます。</p> <p>特定最低賃金の改正につきまして労使の合意が基本となりますので、今後、労使間の意思疎通を図っていただき労使のイニシアティブにより進めていただきますようお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議題2「運営小委員会報告について」でございます。</p> <p>宮坂運営小委員会委員長から御報告をお願いいたします。</p>
宮坂委員長	<p>それでは、2月18日に開催しました運営小委員会における協議結果について御報告申し上げます。</p> <p>運営小委員会では、令和7年度の岐阜地方最低賃金審議会について、3点について協議を行いました。</p> <p>1点目は審議方針</p> <p>2点目の審議運営については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議事公開 ・実地視察

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県最賃の改正決定に係る審議運営 ・ 特定最賃の改正決定に係る審議運営 <p>の 4 項目について、</p> <p>3 点目として令和 7 年度上半期岐阜地方最低賃金審議会の審議日程</p> <p>について協議を行いました。</p> <p>詳細につきましては事務局から説明をお願いいたします。</p>
平野賃金室長	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>まず、1 点目として、「令和 7 年度岐阜地方最低賃金審議会審議方針について」です。</p> <p>資料 3 (5 ページ) 「令和 7 年度岐阜地方最低賃金審議会審議方針 (案) 」を御覧ください。</p> <p>下線を付した箇所が変更点ですが、年度と改正日を 7 年度に更新した以外に変更はなく、実質的な内容は本年度と同様であり、従来どおり県最賃は 10 月 1 日、特定最賃は 12 月 21 日の発効を目途としています。</p> <p>この審議方針 (案) については、各側委員の御賛成をいただいております。</p> <p>次に 2 点目として、「審議運営」についてです。</p> <p>まず、「議事公開」についてですが、</p> <p>今年度開催されました公労使三者が集まって議論を行う本審、各専門部会及び運営小委員会については、専門部会の公労・公使二者協議を除き傍聴人を入れ議事を公開するとともに議事録及び資料については岐阜労働局ホームページに公開しております。</p> <p>なお、公労・公使の二者協議につきましては、公開により率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから部会長判断により非公開としております。</p> <p>令和 7 年度についても、今年度同様の公開範囲とすることについて、各側委員の御賛成をいただいております。</p>

す。

次に「実地視察」についてです。

実地視察とは、岐阜県最低賃金改正に係る審議、特定最低賃金改正の必要性に係る審議及び金額改正審議における関係労使からの意見聴取方法の1つであり、公労使の各側委員に地域、産業の実態を直接認識していただくことを主眼とするものであり、具体的には事務局が視察事業場を選定し公労使の各側委員の皆様が事業場を訪問していただき、事業場の関係労使から意見聴取を行うものです。直近においては、平成29年度に実施しておりますが、この際に各側委員から必要性に関して疑問が呈されたことから、以降今年度まで実施しておりません。

令和7年度の実地視察については、各側代表委員から実施を求める御意見がなかったことについて御報告いたします。

続きまして、「県最賃の改正決定に係る審議運営」についてです。基本的には今年度と同様の運営とし、日程（案）については、後程提案させていただきますが、資料4（7ページ）「令和7年5月～9月審議会・専門部会等日程（案）」、（9ページ）「令和7年5月～9月日程一覧表（案）」を御参照ください。

まず、専門部会については、今年度から審議時間を十分確保するために予備日を設定しておりますが、令和7年度も引き続き予備日を設定し、予備日開催の条件としましては、公労使各側委員の合意が得られた場合において開催することといたします。

次に県最賃改正諮問後における「関係労使からの意見聴取」については、今年度から従来の公示に基づく意見書の他に意見陳述を実施しましたが、令和7年度についても、今年度と同様に県最賃改正に係る意見書を提出した者のうち意見陳述を希望する者を選定し本審におい

て「意見陳述」を実施したいと考えております。資料7ページの日程案でいいますと、7月30日(水)の第489回本審での実施となります。

ただ今説明いたしました「県最賃の改正決定に係る審議運営」については、各側委員の御賛成をいただいております。

続きまして、「特定最低賃金の改正決定に係る審議運営」についてです。

今年度の審議において、使用者側委員から諮問日から答申日までの期間が1週間程度と短く審議時間が十分確保されていないこと及び審議において産業界代表が直接意見を述べる機会がないとの御意見がありましたので、他局の運営状況を把握するとともに公労使の各側委員との意見交換を実施し検討を行った結果、現行の特定最低賃金改正決定に係る審議運営全般を見直すこととしましたので御説明いたします。

資料 5(11ページ)「特定最低賃金の審議の流れ(令和6年度)」、資料 6(13ページ)「特定最低賃金の審議の流れ(令和7年度(案))」を御覧ください。

まず、「改正決定の必要性の有無に係る審議」についてです。13ページの「令和7年度(案)」を御覧ください。必要性に係る審議については、従来どおり本審において実施するものとし、詳細な日程(案)は後程提案しますが、概要としまして、諮問日につきましては、諮問日から答申日までの期間を十分確保するため、現行の7月下旬の本審開催日での諮問を繰上げ、7月初旬の県最賃の諮問日に併せて行うことといたします。諮問日の繰り上げに伴い「改正の申出」期限についても、現行の7月初旬を6月下旬に繰り上げることといたします。

なお、「改正の申出」期限の繰り上げについては労働者側から事前に了承を得ております。

また、答申日につきましては、現行8月初旬の県最賃

の答申日に併せて行っておりましたが、県最賃の答申が出た後に検討を行う時間を設けるとともに審議時間を十分確保するため、8月下旬の県最賃の異議申し出に係る本審開催日に併せて必要性審議を行い同日に結審し答申することとし、これに伴い同日の本審開始時刻を9時30分とすることといたします。

次に「意見聴取」についてですが、令和5年度までは審議会申し合わせにより、必要性審議の際に労働者側は「申出書」を提出することを以って意見書の提出を要せず、使用者側のみ意見書を提出することとなっておりましたが、使用者側は金額審議の際に意見書を提出しており、改正決定の必要性の有無に係る審議においては、労使双方から意見書の提出はなく、意見書の提出に替えて労使各側委員が産業界を代表する形で意見を述べることを以って意見聴取としていました。

令和6年度については、労使双方から意見書が提出されております。

令和7年度の意見聴取につきましては、産業界の意見を審議に反映させるため、現行の申し合わせを改め、原則どおり労使双方が意見書を提出することとし、加えて希望する業種については、参考人意見陳述を実施することにいたします。これは本年度も同様の流れで実施しています。

また、具体的な日程としましては、8月中旬までに労使双方が意見書を提出するものとし、参考人による意見陳述を希望する業種については、事前に事務局に申出（原則各業種労使各1名）することとし、8月下旬の答申に係る本審において参考人意見陳述を実施することとします。

次に「金額改正に係る審議運営」についてです。

意見聴取については、現行の申し合わせで金額審議に係る意見書については、労働者側のみ提出することとさ

れていますが、実際には労使双方から提出されています。

令和7年度については、現行の申し合わせを改め、「改正決定の必要性の有無に係る意見聴取」と同様に原則どおり労使双方が意見書を提出することとします。

以上の「特定最低賃金改正決定に係る審議運営」については、各側委員の御賛成をいただいております。

なお、令和7年度については審議運営を大幅に見直していますが、今後は単年度毎に皆様に御意見をお伺いして見直しを検討させていただくということで進めてまいりたいと存じます。

最後に3点目、「令和7年度上半期岐阜地方最低賃金審議会審議日程について」です。

先程説明しました「令和7年度岐阜地方最低賃金審議会の審議運営方針」及び「審議運営」に基づき策定しました審議会等の日程（案）について説明します。

まず、資料 7（15 ページ）「令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表」の黄色のマーカ一部分を御覧下さい。

令和7年度岐阜地方最低賃金審議会審議方針（案）による岐阜県最低賃金の改正発効日を10月1日（水）とするためには、8月5日（火）が答申の期限となり、異議審は異議申出締切日の翌日の8月21日（木）午前中が開催期限となります。10月1日発効を前提の提案としておりますが、県最賃の審議は、中賃の目安額に係る答申がなされた後に二者協議を含めた実質的な審議が開始されることから、中央最低賃金審議会の日程、答申日は県最賃の審議日程に大きな影響を及ぼします。

その上で申し上げますと、本年7月に参議院議員選挙が実施されますが、選挙の実施年度は中央最低賃金審議会の答申が遅れる傾向にあり、過去、答申日が8月1日以降となった事例としては、平成22年度の8月6日、平

成 25 年度の 8 月 7 日、令和 4 年度の 8 月 2 日といずれも参議院議員選挙が行われた年度です。

令和 7 年度の中央最低賃金審議会の日程は、本日現在発表されておりませんが、仮に中賃の答申が遅れた場合は、日程変更を検討することとなります。令和 7 年度の答申期限 8 月 5 日直前の曜日の並びを見ますと、8 月 1 日から 5 日は金土日月火となっており、5 日のうち土日の閉庁日が 2 日含まれていますので、審議可能な日数は 3 日に限られ日程に余裕のない状況です。

8 月 1 日の専門部会は午後からの開催ですので、同日の午前中までに中賃の答申が出ない場合においては、審議可能となるのは予備日の 8 月 4 日と結審予定日の 8 月 5 日の 2 日間となりますので、従来から 2 日間確保していましたが二者協議が 1 日となります。

したがって、10 月 1 日の発効とするには、公労使の合意が前提とはなりますが、日程変更を検討せざるを得ない状況となる可能性がありますので、中賃の日程が公表された時点において、皆様方に日程をお伝えするとともに、8 月 1 日に第 2 回専門部会において、金額審議を行うことが困難となるような日程であれば、皆様の御意見をお聞きした上で日程変更を検討したいと考えています。

それでは、日程（案）の概要について説明します。

資料 4（7 ページ）「令和 7 年 5 月～9 月審議会・専門部会等日程（案）」、（9 ページ）「令和 7 年 5 月～9 月日程一覧（案）」を御覧下さい。

大まかな日程としまして、

5 月中旬に会長及び会長代理の選出に係る本審、

7 月初旬に県最賃の改正諮問並びに特定最低賃金の改正必要性の諮問に係る本審、

7 月下旬から 8 月上旬にかけて、中央最賃審議会の目安の伝達、県最賃に関する関係労使の意見陳述等に係る

本審及び第1回から第4回までの専門部会と予備日、
そして答申に係る本審、
8月下旬に同答申に係る異議申出、特定最低賃金の改正必要性に係る答申及び特定最低賃金の金額改正諮問に係る本審、
9月中旬に特定最賃の合同専門部会としております。
詳細な日程として、
会長及び会長代理選出に係る本審を
5月13日(火)午後2時から
県最賃の改正諮問並びに特定最低賃金の改正必要性の諮問に係る本審を
7月1日(火)午後2時から
目安伝達並びに関係労使の意見聴取に係る本審を
7月30日(水)午前9時30分から
同日午前11時から第1回専門部会
第2回専門部会を
7月31日(木)午後1時30分から
第3回専門部会を
8月1日(金)午後1時30分から
第4回専門部会を
8月5日(火)午前9時30分から
同日午前11時から県最賃の答申に係る本審
専門部会の予備日を
8月4日(月)午後1時30分から
県最賃異議申出に係る本審、特定最低賃金の改正必要性に係る答申及び特定最低賃金の金額改正諮問に係る本審を
8月21日(木)午前9時30分から
最後に、
9月16日(火)午後2時から特定最賃合同専門部会を開催予定としています。
御説明しました日程(案)については、運営小委員会

	<p>において各側委員の御賛成をいただいております。 以上となります。</p>
宮坂委員長	<p>ありがとうございました。 以上が運営小委員会における協議結果となります。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。 大変大量な報告を頂戴しました。順番に進めさせていただきたいと思います。 まず、大きな議題として3点ありまして第1点目「令和7年度岐阜地方最低賃金審議会審議方針(案)」についてでございます。御意見等を頂戴したいと思います。 まず、労働者側委員いかかでしょうか。</p>
栗本側委員	<p>特にございません。</p>
高橋会長	<p>使用者側委員いかがでしょうか。</p>
澤村委員	<p>特に異議ございません。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。 それでは、労使双方から御賛成の御意見を頂戴いたしましたので、この審議方針(案)を決定させていただきたいと思います。 続きまして、2点目の「審議運営」についてでございます。4項目ございます。 まず、1項目目でございますが、令和7年度の「議事公開」の範囲についてですが、今年度と同様に公労使三者が集まって議論を行う本審、各専門部会及び運営小委員会については、専門部会の公労・公使二者協議を除き傍聴人を入れ議事を公開するとともに議事録及び資料については、岐阜労働局ホームページに公開することとし、専門部会の公労・公使の二者協議につきましては、公開により率直な意見の交換若しくは意思決定の中立</p>

	<p>性が不当に損なわれるおそれがあることから部会長判断により非公開とする審議運営について、御意見等を頂戴したいと思います。</p> <p>使用者側委員いかがでしょうか。</p>
澤村委員	<p>異議ございません。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、労働者側委員いかがでしょうか。</p>
栗本委員	<p>異議ございません。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、労使双方から御賛成の御意見を頂戴いたしましたので、令和7年度の議事公開の範囲につきましては、今年度と同様に公労使三者が集まって議論を行う本審、各専門部会及び運営小委員会については、専門部会の公労・公使二者協議を除き傍聴人を入れ議事を公開するとともに議事録及び資料については、岐阜労働局ホームページに公開することと決定させていただきます。</p> <p>次に2番目でございますが、「実地視察」についてでございます。運営小委員会におきましては、各側代表委員から実施を求める御意見がなかったとのことですが、改めて御意見等をお伺いします。</p> <p>労働者側委員いかがでしょうか。</p>
栗本委員	<p>事務局提案で異議ございません。</p>
高橋会長	<p>使用者側委員いかがでしょうか。</p>
澤村委員	<p>事務局提案で異議ございません。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、「実地視察」につきましては、各側代表委員から実施を求める御意見がなかったということで、今年</p>

	<p>度は実施しないことと決定いたします。</p> <p>続きまして、3番目でございますが「県最賃の改正決定に係る審議運営について」に移ります。</p> <p>基本的な審議運営は今年度と同様とし、専門部会については、予備日を設定し開催条件としては公労使各側委員の合意が得られた場合とすること、県最賃改正諮問後における「関係労使からの意見聴取」につきましては、今年度と同様に県最賃改正に係る意見書を提出した者のうち意見陳述を希望する者を選定し、7月下旬の本審において「意見陳述」を実施すること。</p> <p>以上の審議運営について、御意見等を頂戴したいと思います。</p> <p>まず、使用者側委員いかがでしょうか。</p>
澤村委員	特にございません。
高橋会長	では、労働者側委員いかがでしょうか。
栗本委員	特にございません。
高橋会長	<p>それでは、「県最賃の改正決定に係る審議運営について」は、労使双方から御賛成の意見を頂戴いたしましたので、提案による審議運営を決定させていただきたいと思えます。</p> <p>それでは、「特定最低賃金の改正決定に係る審議運営」に移ります。</p> <p>特定最低賃金の改正決定に係る審議運営につきましては、「改正決定の必要性の有無に係る審議」と「金額改正に係る審議」の2段階の審議となっております。</p> <p>まず、「改正決定の必要性の有無に係る審議」につきましては、従来どおり本審において実施するものとし、諮問日から答申日までの期間を十分に確保するため、現行の7月下旬の本審開催日での諮問を繰上げ、7月初旬の</p>

	<p>県最賃の諮問日に併せて行うこと。</p> <p>また、諮問日の繰り上げに伴い「改正の申出」期限についても、現行の7月初旬を6月下旬に繰り上げること。</p> <p>加えて、答申日につきましては、現行8月初旬の県最賃の答申日に併せて行っていたものを県最賃の答申が出た後に検討を行う時間を設けるとともに審議時間を十分に確保するため、8月下旬の県最賃の異議申し出に係る本審開催日に併せて審議を行い、同日に結審し答申することとし、これに伴い本審開始時刻を9時30分とすること。</p> <p>次に「意見聴取」につきましては、現行の申し合わせ事項を改め、令和7年度については、産業界の意見を審議に反映させるため、原則どおり労使双方が意見書を提出することとし、加えて希望する業種については、本年度同様に8月下旬の本審において参考人意見陳述を実施すること。</p> <p>以上、改正決定の必要性の有無に係る審議運営について、御意見等をお伺いしたいと思います。</p> <p>労働者側委員いかがでしょうか。</p>
栗本委員	事務局提案で異議ございません。
高橋会長	使用者側委員いかがでしょうか。
澤村委員	特にございません。
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、令和7年度の「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る審議」につきましては、労使双方から御賛成を頂戴いたしましたので、提案による審議運営に決定させていただきたいと思います。</p> <p>次に審議運営としては最後になりますが、「特定最低</p>

	<p>賃金の金額改正に係る審議」についてでございます。</p> <p>令和7年度については、現行の申し合わせを改め、改正決定の必要性の有無に係る意見聴取と同様に原則どおり労使双方が意見書を提出する審議運営について、御意見等をお伺いしたと思います。</p> <p>使用者側委員いかがでしょうか。</p>
澤村委員	特に異議ございません。
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>労働者側委員いかがでしょうか。</p>
栗本委員	異議ございません。
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、労使双方から御賛成を頂戴いたしましたので、令和7年度の「特定最低賃金の金額改正に係る審議」につきましては、提案による審議運営を決定させていただきたいと思います。</p> <p>続きまして、「令和7年度上半期岐阜地方最低賃金審議会の審議日程について」でございます。</p> <p>運営小委員会から協議結果が報告されました「令和7年5月～9月審議会・専門部会等日程(案)」につきまして、御意見等をお伺いしたいと思います。</p> <p>まず、労働者側委員いかがでしょうか。</p>
栗本委員	異議ございません。
高橋会長	では、使用者側委員いかがでしょうか。
澤村委員	異議ございません。
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、労使双方から御賛成を頂戴いたしましたので、令和7年度はこの日程を決定し審議を進めてまいり</p>

	<p>たいと思います。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>最後に議題3「その他」です。</p> <p>事務局から何かありますでしょうか。</p>
平野賃金室長	<p>岐阜県弁護士会会長からの文書提出についてです。</p> <p>お手元の資料 8(19ページ)「会長声明の送付について」を御覧ください。</p> <p>令和7年2月6日付けで、岐阜県弁護士会会長から岐阜地方最低賃金審議会会長あてに「最低賃金の更なる大幅引き上げと地域間格差の是正を求める会長声明」が提出されたことについて、御報告いたします。</p> <p>岐阜県弁護士会会長から岐阜地方最低賃金審議会会長あての「会長声明」は、ここ何年か毎年提出されており、令和5年度までは、岐阜県最低賃金の改正諮問が行われる7月上旬頃に提出されていましたが、今年度については同時期の提出はなく、岐阜県最低賃金が改正発効された後の本年2月に提出されました。</p> <p>会長声明の送付文に「この度、当会では常議員会の議を経て、下記会長声明を発表しましたのでご送付いたします。」と記載されておりますが、この会長声明については、岐阜県弁護士会の組織としての決定であることを岐阜県弁護士会へ確認しています。</p> <p>また、声明趣旨については、「岐阜県の地域別最低賃金を大幅に引上げ、物価の急上昇に苦しむ労働者の健康で文化的な生活を確保するとともに、最低賃金の地域間格差を是正し、地域経済の健全な発展を促すことを求める。」となっております。</p> <p>声明には全国一律の最低賃金移行に係る法改正を国会に求めることや中小企業が最低賃金の大幅に引上げに十分対応できる政策の策定と実施を求めること等の政策要望も盛り込まれています。</p> <p>報告は以上となります。</p>

高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、岐阜県弁護士会会長からの声明につきまして、御意見等ございますでしょうか。</p>
川本委員	<p>毎年、岐阜地方最低賃金審議会の場に岐阜県弁護士会からの声明文を御紹介いただく機会を賜っていますが、今回は特に機関決定された弁護士会としての声明文ということで、改めて御説明をいただいたところです。</p> <p>私共審議を重ねる中で、この内容は今初めて拝見いたしました。ざっと拝見する限り消費者視点に立った、どちらかという労働者側の視点に立った主張なのではないかなという気がしております。正確にはまだ読んでおりませんが、こういった弁護士声明の中で、公益委員の先生方の中に弁護士先生がいらっしゃる、それが、審議の中立性という意味で公平な審議がなされるという担保というのは、事務局に伺いますけど、どの様に考えておけばよろしいでしょうか。</p>
平野賃金室長	<p>岐阜県弁護士会会長より会長声明の送付というかたちで頂いているところでございますが、御指摘のとおり公益代表委員の中に弁護士の先生がいらっしゃいますけど、公益委員の任命に当たっては労使いずれの立場にも偏せず、広く社会一般の利益を代表しうる中正な方を選んでおります。</p> <p>以上でございます。</p>
高橋会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、他の方よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(発言なし)</p>
高橋会長	<p>それでは次お願いします。</p>

平野賃金室長	<p>議題としてはありませんが、報告事項がございます。</p> <p>まず、傍聴人定員数の変更についての報告です。本審等の傍聴人定員数は会場となります会議室の広さに応じ定めておりますが、今年度一部の会議におきまして、定員数を超過する申し込みがあったことから、令和7年度から、合同庁舎5階共用会議室での開催に限りましては、現行定員数5人を7人に増員いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の報告につきまして、御質問等ございますでしょうか。</p>
各側委員	<p>(発言なし)</p>
高橋会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>続いてお願いいたします。</p>
平野賃金室長	<p>続きまして、最低賃金を取り巻く状況に関する情報提供として本日資料を配布させていただいております。</p> <p>資料 9 (25 ページ)「中小企業における最低賃金の影響に関する調査」集計結果(2025年3月5日 日本商工会議所・東京商工会議所)、資料 10(53 ページ)「岐阜市消費者物価指数(令和7年1月分)(岐阜県環境生活部統計課)、資料 11(55 ページ)「2025 春季生活闘争第1回回答集計結果について(日本労働組合総連合会)」を御覧ください。</p> <p>まず、資料 9 については、3月5日に公表されました日本商工会議所並びに東京商工会議所による中小企業における最低賃金の影響に関する調査結果です。</p> <p>時間の関係で詳細な説明は省略させていただきますが、とりまとめとしましては、2024年の最低賃金引上げの「影響」、「負担感」とも、都市部に比べ地方で深刻な状況であること、2020年代に全国加重平均1,500円とい</p>

う新たな政府目標について、地方・小規模企業の4社に1社が「対応不可能」と回答し、2025年度より7.3%引上げとなれば、地方・小規模企業の2割が「休廃業等を検討」するとのことであり、最低賃金の引上げによる中小企業への影響は地方でより大きいとの調査結果となっています。この調査については岐阜も調査対象となっております。

次に資料 10 については、消費者物価指数についてです。米や野菜の著しい価格上昇が報道されているところですが、岐阜市の消費者物価指数については、「図1 消費者物価指数の推移」のとおり、昨年1月から右肩上がりで上昇している状況にあります。

直近令和7年1月については、令和2年を100とした総合指数は111.7、前月比では0.7%の上昇、前年同月比では4.6%と大幅な上昇となっております。

また、全国の総合指数との比較においても、昨年9月以降本年1月までの5か月連続で、総合指数、前年同月比とも岐阜市は全国を上回る上昇率となっております。

次に資料 11 については、先週3月14日に日本労働組合総連合会が公表しました今年の春闘における、第1回回答集計結果となります。こちらは全国状況となります。

時間の関係で詳細な説明は省略させていただきますが、概要としましては、平均賃金方式での定昇込みの賃上げ率は5.46%と昨年同時期の5.28%を上回っております。

また、300人未満の中小組合につきましては、5.09%と昨年同時期の4.42%を上回り5%を超えております。

このうち、100人未満の組合についても、4.39%と昨年同時期4.05%を上回っております。

以上、説明しました資料については、御参考にしてい

	ただければと思います。
高橋会長	ありがとうございました。 ただ今の資料説明につきまして、御質問等ございますでしょうか。
各側委員	(発言なし)
高橋会長	よろしいでしょうか。 ありがとうございました。 それでは続きまして、その他何かございますでしょうか。
平野賃金室長	<p>本日は今期最後の審議会となりますが、公益代表委員の高橋会長並びに青木委員、労働者代表委員の北島委員並びに奥村委員が今期をもちまして、御退任されることとなりました。</p> <p>高橋会長におかれましては、平成27年4月から10年間にわたり公益代表委員として、青木委員におかれましては、令和3年4月から4年間にわたり公益代表委員として、また、奥村委員におかれましては、令和4年4月から3年間にわたり労働者代表委員として、北島委員におかれましては、平成26年4月から11年間にわたり労働者代表委員として、岐阜地方最低賃金審議会委員を務めていただき、円滑な審議運営に多大な御貢献をいただきました。誠にありがとうございました。</p> <p>それでは、労働者代表委員の奥村委員、北島委員、公益代表委員の青木委員、高橋会長の順に御挨拶をお願いいたします</p>
奥村委員	《挨拶》
北島委員	《挨拶》

青木委員	《 挨拶 》
高橋会長	《 挨拶 》
平野賃金室長	ありがとうございました。 それでは、高橋会長議事進行をお願いします。
高橋会長	それでは、事務局から他に何かいかがでしょうか。
平野賃金室長	以上でございます。
高橋会長	それでは、本日は今期最後の審議会となりますので、最後に原田労働局長から御挨拶を頂戴したいと思います。 よろしく願いいたします。
原田労働局長	<p>岐阜労働局を代表しまして御礼を申し上げたいと思います。</p> <p>まず、退任されます高橋会長、青木委員、奥村委員、北島委員におかれましては大変長きにわたり、岐阜地方最低賃金審議会に御尽力いただきまして大変ありがとうございました。最低賃金審議会の委員としては一つの区切りとなるかと思えますけど、引続き労働行政に対して御理解、御協力を賜れば大変ありがたいと思っております。よろしく願いいたします。</p> <p>各委員の皆様におかれましても、本年度最後の審議会でございますけれども、円滑な審議に御協力いただきまして大変ありがとうございました。</p> <p>今年度の最低賃金の見直しにあたりましては、様々な課題がある中で先ほども申し上げましたけれども、目安額を上回る 51 円の引上げということになりまして、これもひとえに皆様方の御理解、御協力、御尽力の賜物のかと思っております。重ねて御礼を申し上げるところでござ</p>

ざいます。

また、今年度にあたりましては、政府に対する建議もいただいたという事です。岐阜労働局としましても労務費の円滑な価格転嫁のための指針の周知ということにも取り組んできたところでございますし、業務改善助成金をはじめとした各種の支援制度を通じて最低賃金の遵守、あるいは賃金の引上げということに取り組んできたところでございます。

来年度につきましても、現在予算（案）が審議されておりますけれども、成立次第、来年度に向けては賃上げ支援助成金パッケージというものが盛り込まれておりますので、それを活用した賃上げの取組について引続き取り組んでまいりたいという事でございます。

来年度に向けては、国際情勢ですとか経済情勢、政治情勢、様々不透明なところもございますけれども、賃金引上げと物価の好循環ですとか、生産性向上との好循環といったものが、国政の最重要課題といった流れは変わらないということだと思っておりますし、特に最低賃金の在り方につきましては、昨年 11 月に閣議決定がなされているところでございまして、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標達成に向け、たゆまぬ努力を続けるという事とされておりますので、令和 7 年度につきましても最低賃金の引上げが重要な課題となるというふうに思っているところでございます。

事務局としては、この方針、運営につきましても丁寧かつ円滑なものとなるよう取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

委員の皆様方におかれましては、引続き御理解、御協力を賜れば大変ありがたいというふうに思っております。引続きよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

高橋会長

ありがとうございました。

	それでは、本日の審議会は、これもちまして閉会といたします。
--	-------------------------------

ありがとうございました。

お疲れ様でございました。